

公 用 車 売 買 契 約 書 (案)

小郡市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは
次の条項によりコミュニティバスの売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は次に掲げる売買物件を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

車 名 ： 日野

登録番号： 佐賀 200 あ 160

型 式 ： BDG-HX6JHAE

燃 料 ： 軽油

排気量 ： 4.72L

初年度登録年月 ： 平成21年6月

車検満了日 ： 令和6年6月21日

現状渡し ： 引渡し後の不調や故障については補償しない。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約を締結する際、売買代金の100分の10以上の額の契約
保証金を、甲の指示する手続きにより納入しなければならない。

（代金の納入）

第5条 乙は、代金を、この契約の締結後20日以内に、甲の発行する納入通知書に
より甲の指定金融機関に納入しなければならない。ただし、乙は、代金納入の際
前条に定める契約保証金を代金の一部に充当することができる。

（名義変更手続等）

第6条 甲が前条の履行を確認した日から20日以内に、乙が甲の発行する譲渡に

必要な書類等により、乙を所轄する運輸支局で売買物件の名義変更手続きをするものとする。

(条件)

第7条 売買物件の車体にある「小郡市」の文字やマーク等は、乙により消去するものとする。

(所有権移転)

第8号 売買物件の所有権は、本契約締結後、乙が甲に対して代金を納入し、売買物件の、乙への名義変更が完了したことを甲が確認した上で移転するものとする。

(瑕疵担保責任)

第9条 乙は、本契約後において、甲の売買物件に数量の不足、その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、損害賠償の請求又は契約を解除することができないものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しない場合は、本契約を解除することができるものとする。

(返還金等)

第11条 甲は、前条に定める解除権を行使した場合、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金に利息は付さないものとする。

2 甲は、解除権を行使した場合、乙が本契約に要した費用は返還しないものとする。

3 甲は、解除権を行使した場合、乙が売買物件に支出した費用、有益費、その他の費用は返還しないものとする。

(原状回復義務)

第12条 乙は、甲が第10条の規定により解除権を行使した場合、甲の指定した期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第13条 甲は、次の場合、乙に損害賠償を請求することができるものとする。

(1) 前条の返還の際、乙の責めに帰する物件の滅失又はき損があった場合

(2) 本契約に定める事項を履行しない場合

(返還金の相殺)

第14条 甲は、第11条第1項の規定により売買代金を返還する場合、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができるものとする。

(費用請求)

第15条 甲は、乙の都合により契約を解除する場合、売買物件の処分に伴い、甲が要した費用を、乙に請求することができるものとする。

(費用負担)

第16条 本契約に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第17条 本契約に関し疑義が生じた場合、甲乙協議の上決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 福岡県小郡市小郡255番地1

氏名 福岡県小郡市長 加 地 良 光

乙 住所

氏名

Ⓜ

公 用 車 売 買 契 約 書 (案)

小郡市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは
次の条項によりコミュニティバスの売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は次に掲げる売買物件を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

車 名 ： 日野

登録番号： 佐賀 200 あ 161

型 式 ： BDG-HX6JHAE

燃 料 ： 軽油

排気量 ： 4.72L

初年度登録年月 ： 平成21年6月

車検満了日 ： 令和6年6月25日

現状渡し ： 引渡し後の不調や故障については補償しない。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約を締結する際、売買代金の100分の10以上の額の契約保証金を、甲の指示する手続きにより納入しなければならない。

（代金の納入）

第5条 乙は、代金を、この契約の締結後20日以内に、甲の発行する納入通知書により甲の指定金融機関に納入しなければならない。ただし、乙は、代金納入の際前条に定める契約保証金を代金の一部に充当することができる。

（名義変更手続等）

第6条 甲が前条の履行を確認した日から20日以内に、乙が甲の発行する譲渡に

必要な書類等により、乙を所轄する運輸支局で売買物件の名義変更手続きをするものとする。

(条件)

第7条 売買物件の車体にある「小郡市」の文字やマーク等は、乙により消去するものとする。

(所有権移転)

第8号 売買物件の所有権は、本契約締結後、乙が甲に対して代金を納入し、売買物件の、乙への名義変更が完了したことを甲が確認した上で移転するものとする。

(瑕疵担保責任)

第9条 乙は、本契約後において、甲の売買物件に数量の不足、その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、損害賠償の請求又は契約を解除することができないものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しない場合は、本契約を解除することができるものとする。

(返還金等)

第11条 甲は、前条に定める解除権を行使した場合、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金に利息は付さないものとする。

2 甲は、解除権を行使した場合、乙が本契約に要した費用は返還しないものとする。

3 甲は、解除権を行使した場合、乙が売買物件に支出した費用、有益費、その他の費用は返還しないものとする。

(原状回復義務)

第12条 乙は、甲が第10条の規定により解除権を行使した場合、甲の指定した期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第13条 甲は、次の場合、乙に損害賠償を請求することができるものとする。

(1) 前条の返還の際、乙の責めに帰する物件の滅失又はき損があった場合

(2) 本契約に定める事項を履行しない場合

(返還金の相殺)

第14条 甲は、第11条第1項の規定により売買代金を返還する場合、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができるものとする。

(費用請求)

第15条 甲は、乙の都合により契約を解除する場合、売買物件の処分に伴い、甲が要した費用を、乙に請求することができるものとする。

(費用負担)

第16条 本契約に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第17条 本契約に関し疑義が生じた場合、甲乙協議の上決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 福岡県小郡市小郡255番地1

氏名 福岡県小郡市長 加 地 良 光

乙 住所

氏名

Ⓜ

公 用 車 売 買 契 約 書 (案)

小郡市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは
次の条項によりコミュニティバスの売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は次に掲げる売買物件を乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

車 名 ： 日野

登録番号： 佐賀 200 あ 162

型 式 ： BDG-HX6JHAE

燃 料 ： 軽油

排気量 ： 4.72L

初年度登録年月 ： 平成21年6月

車検満了日 ： 令和6年4月17日

現状渡し ： 引渡し後の不調や故障については補償しない。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、この契約を締結する際、売買代金の100分の10以上の額の契約
保証金を、甲の指示する手続きにより納入しなければならない。

（代金の納入）

第5条 乙は、代金を、この契約の締結後20日以内に、甲の発行する納入通知書に
より甲の指定金融機関に納入しなければならない。ただし、乙は、代金納入の際
前条に定める契約保証金を代金の一部に充当することができる。

（名義変更手続等）

第6条 甲が前条の履行を確認した日から20日以内に、乙が甲の発行する譲渡に

必要な書類等により、乙を所轄する運輸支局で売買物件の名義変更手続きをするものとする。

(条件)

第7条 売買物件の車体にある「小郡市」の文字やマーク等は、乙により消去するものとする。

(所有権移転)

第8号 売買物件の所有権は、本契約締結後、乙が甲に対して代金を納入し、売買物件の、乙への名義変更が完了したことを甲が確認した上で移転するものとする。

(瑕疵担保責任)

第9条 乙は、本契約後において、甲の売買物件に数量の不足、その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、損害賠償の請求又は契約を解除することができないものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しない場合は、本契約を解除することができるものとする。

(返還金等)

第11条 甲は、前条に定める解除権を行使した場合、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金に利息は付さないものとする。

2 甲は、解除権を行使した場合、乙が本契約に要した費用は返還しないものとする。

3 甲は、解除権を行使した場合、乙が売買物件に支出した費用、有益費、その他の費用は返還しないものとする。

(原状回復義務)

第12条 乙は、甲が第10条の規定により解除権を行使した場合、甲の指定した期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。

(損害賠償)

第13条 甲は、次の場合、乙に損害賠償を請求することができるものとする。

(1) 前条の返還の際、乙の責めに帰する物件の滅失又はき損があった場合

(2) 本契約に定める事項を履行しない場合

(返還金の相殺)

第14条 甲は、第11条第1項の規定により売買代金を返還する場合、乙が前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができるものとする。

(費用請求)

第15条 甲は、乙の都合により契約を解除する場合、売買物件の処分に伴い、甲が要した費用を、乙に請求することができるものとする。

(費用負担)

第16条 本契約に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第17条 本契約に関し疑義が生じた場合、甲乙協議の上決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 福岡県小郡市小郡255番地1

氏名 福岡県小郡市長 加 地 良 光

乙 住所

氏名

Ⓜ